

ドイツ人の「追放」、日本人の「引揚げ」

——その戦後における語られ方をめぐって——

佐藤成基

はじめに

第二次世界大戦での敗戦により、ドイツは戦前の領土全体の四分の一に相当する東方領土を失い、それに伴って中東欧に住む約1200万人ものドイツ人が強制的に移住を迫られることになった。それを「追放」と呼ぶ。私は2008年に出版した『ナショナル・アイデンティティと領土——戦後ドイツの東方国境をめぐる論争』のなかで、この領土喪失と追放が、戦後のドイツにおいていかに語られてきたのかについて論じた。また、その本の最後で、「補論」という形で日本の北方領土と引揚げの問題をドイツと比較しながら簡単に考察した。日本もドイツ同様、敗戦による「帝国」の解体に伴い大規模な領域的かつエスノ人口学的な再編成を経験していたからである。その際私は、引揚げについても既存文献を参照しながら調べてみた。それ以来引揚げは、自分の主たる研究テーマではないけれども、常に関心事のひとつになってきた。しかしながら、戦場や被爆の体験に比べ、引揚げ体験についての研究がはるかに少ないことに関して不満も感じてきた。ドイツでは戦争直後から現在まで、追放についてはかなりの膨大な研究が蓄積されていた。引揚げをめぐる研究の状況は、それとは対照的であった。

そのような私にとって、朴裕河氏の新著『引揚げ文学論序説』は、私とは分野の異なる文学研究の領域ではあるが、大変に興味深いものであった。それはこの研究が、これまでほとんどかえりみられることのなかった「引揚者」の文学に光を当てようとしていたからである。個々の文学作品の考察もさることながら、私が特に共感したのは、引揚げが戦後において日本人の「公的記憶」として残らず、「国民の物語」として語られることがなかったという指摘である¹⁾。私もまた拙著のなかで、引揚げ体験が「第二次大戦にまつわる日本の「国民的物語」にはならなかった」と述べていた²⁾。

このような問題関心から、本報告では戦後のドイツにおいて、「追放」がいかに語られてきたのかをあらためて論じなおしてみたい。ドイツにおいて追放は「公的記憶」として保存され、「国民の物語」として語られてきたのかどうか。もしそのように保存され、語られてきたとすれば、それはどのようなものだったのか。そのような問題について、日本の引揚げ体験の語られ方と比較しつつ論じてみたい。

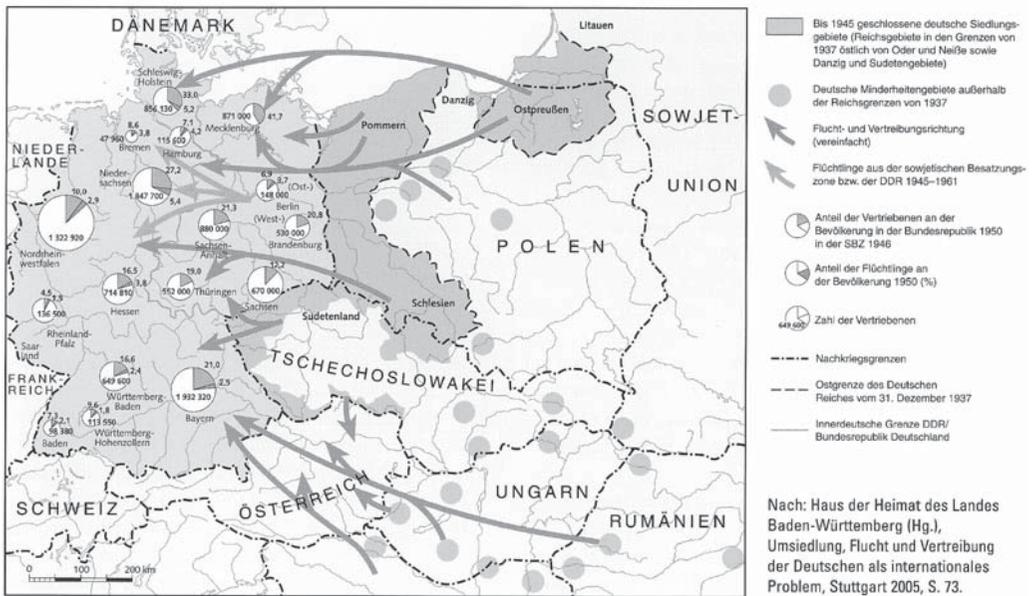
1. 敗戦と強制的人口移動

——「追放」と「引揚げ」

1945年の日本が敗戦と領土の喪失により、それまでの植民地や占領地などから民間人と軍人・

軍属合わせて約 650 万人もの日本人が「内地」へと「引揚げ」て来た³⁾。世界的な視野から見ると、これは世界大戦に伴って各地で発生した、強制的な人口移動の一事例ととらえることができる⁴⁾。同じような大規模な住民の強制移住が、20 世紀中期の欧州大陸においてもまた発生していた。第二次大戦後のドイツ人の「追放」もその一例である。ナチス・ドイツの敗戦とドイツ帝国の解体に伴って約 1400 万人ものドイツ人が故郷から強制的に追い出されることになった。そのうち約 200 万人が命を失い、約 1200 万人が西方へ移住を迫られた。このような大規模な強制移住のことを「追放 (Vertreibung)」, またその対象になった人々を「被追放者 (Vertriebene)」と呼んでいる⁵⁾。敗戦によってポーランドおよびソヴィエト連邦の統治下に置かれることになったドイツ領 (東方領土) に住むドイツ人のみならず、東方領土を越えて広く中東欧一帯に散在していた民族的ドイツ人を含めた大量のドイツ人が、ソ連軍の侵攻、ポーランドやチェコスロヴァキアの新政府による退去強制、さらには戦後の連合軍による強制移住政策により、この「追放」の犠牲になったのである。その結果生まれた被追放者のほとんどは、東西に分裂した二つのドイツ国家の領域内に移住することになった。(図参照)

Deutsche Flüchtlinge und Vertriebene 1945 bis 1950



《1945年から1950年までのドイツ人避難民・被追放者の動き》⁶⁾

その数は、追放がほぼ終了した 1950 年時点で、ドイツ連邦共和国 (以下、1990 年までは「西ドイツ」) に流入した人数が約 800 万人、ドイツ民主共和国 (以下、「東ドイツ」) に流入した数は約 400 万人にのぼった。当時の総人口の割合からみると、西ドイツでは約 16 パーセント、東ドイツでは約 25 パーセントに及ぶ。追放の発生した地域により近接している東ドイツの方が割合は高いが、どちらも相当の規模である⁷⁾。戦後の東西ドイツは、東方から移住を余儀なくされたこれらの人々を受け入れ、社会に統合していかなければならなかった。それが戦争で国土の

多くが破壊され、経済的にも疲弊していた戦後のドイツにおいて大変な負担であったことは想像に難くない。

それに対し、日本の引揚げの数は民間人と軍人・軍属合わせて約650万人であり、当時の総人口の約10パーセントに相当する。ドイツの被追放者は民間人なので、それと比較する場合、民間人の引揚げ者341万人を対象にしなければならないだろう。その割合は総人口の約5パーセントである。

数量的に比較すると、ドイツ人の追放の方が日本人の引揚げよりも規模は大きい。しかし追放同様、引揚げもまた敗戦と帝国の解体に伴う大規模な「民族移動」であったことに違いはない。朴が言うように引揚げは、「原爆体験に比べてもはるかに大規模な集団体験だった」のである⁸⁾。また、戦争で疲弊した日本にとって、引揚げ者を援助し、受け入れるということは（ドイツにおける被追放者受け入れと同じように）国民的な一大事業であった。

2. 「国民の物語」として

先に述べたように、朴は引揚げの体験が戦後の日本において公的記憶として残らず、「国民の物語」として語られることがなかったと指摘していた。では、ドイツにおける追放はどうであったらうか⁹⁾。

一言でいって追放は、現在もなおドイツにおいて論争的なテーマである。ドイツ人の大多数が合意できるような「国民の物語」としての語られ方が確立しているわけではない。時代によって語られ方の変化は著しく、また冷戦時代の東西間の相違も大きかった。しかし、やはり追放はドイツ人が「犠牲者」として語られる歴史であり、それについてあえて語ることは、ナチス時代のドイツ人の「罪」を相対化し、矮小化するものとみなされる可能性が高い。そのため追放は、語ることが半ば「タブー」とされていた時期もあった。

しかしながらドイツでは、戦後現在にいたるまで、朴が日本の引揚げについて指摘しているような「忘却」や「無関心」が支配していたわけではなかった。それが「タブー」視された時代も含め、追放について公共の場で、「国民の物語」として語ろうとする担い手たちは常に存在し続けたのである。

以下では、ドイツにおける追放の語られ方を、引揚げの語られ方と比較しつつ、1965年代半ばまでとそれ以降に分けて述べていく。

(1) 1965年代半ばまで

戦争直後から1960年代半ばまでの西ドイツにおいて、追放はドイツ人に対して加えられた非人道的で国際法に反する「不正」として認識され、また公共の場でもその「不当さ」が強く主張されていた。例えば1949年、西ドイツの首相に就任した直後のアデナウアーは連邦議会において次のように発言し、議場からの幅広い同意を得ている。

被追放者たちの追放は、ポツダム協定での合意に完全に反していると思われる点を、私は指摘したい。私にとっては、皆さん、被追放者の方々の運命を考えますと——そこでは何

百万の方が亡くなっているのですが——、感情を抑えて発言することが大変に難しいのです。(中略)連邦政府はこれらの全ての問題に対して、最大限の関心を払っていきま
す¹⁰⁾。

アデナウアーがここで感情を交えて語っている追放を「不正」であるとする考え方は、ドイツ共産党(1956年に憲法違反を理由に解党させられた)を除く当時の連邦議会の全政党に共通する認識であっただけでなく、ドイツ国民の大多数からも支持され、共感されるものだった。それはまた、敗戦によってオーデル=ナイセ線以東の領土(東方領土)をポーランドとソ連に奪われてしまったことの「不当さ」の訴えとも連動するものだった。

また西ドイツは、東方から移住してきた被追放者を積極的に受け入れただけでなく、特別な財政的援助も行った。基本法(西ドイツの憲法にあたる)では、東方領土を含む1937年段階の「ドイツ帝国」の範囲でドイツ国籍を認め、またドイツ国籍を持たない追放された「民族的」なドイツ人(配偶者・子孫を含めて)を「ドイツ人」と規定した(第116条)。さらに1953年に制定された「連邦被追放者法」は、この「被追放者」の概念とその地位を法的に明確化した。このようにして西ドイツは、被追放者全員を「ドイツ国民」として(もともとドイツ国籍を持たない「民族的」ドイツ人にも無条件でドイツ国籍を与えて)受け入れたのである¹¹⁾。

さらに彼らを社会経済的に援助するための法的枠組として、1952年に「負担均衡法」が制定された。この法律はその名の通り戦争被害による損失を、国民全体で「均衡」して負担することを目指したものであり、その給付の主たる対象は被追放者たちであった。つまり西ドイツは、被追放者を統合するために大規模な再配分政策を行ったのである。それによって償還された被追放者の財産は約2割にすぎず、全面的な補償にはほど遠かった。しかし、ヨーロッパの国々なかでも、国民同胞に対し「これほどの規模で補償を行ったのは西ドイツだけである」と言われるほど徹底したものであった¹²⁾。

また、戦後の西ドイツ政府(連邦政府)は「難民・被追放者・戦争被害者省」という名の省を設置し、1969年に廃止されるまで、被追放者の受け入れに関する業務を担当した。この省による特筆すべき実績の1つは、ドイツ人の追放の歴史に関する公式の記録を作成したことである。『中央・東ヨーロッパからドイツ人の追放の記録』と題されたこの記録は、テオドア・シーダーやヴェルナー・コンツェなど当時の著名な歴史学者によって編集された全5巻8冊、総頁数4300からなる大部なものであり、700以上もの当事者の体験談・目撃談(暴力、虐待、レイプ、財産没収、家族離散、愛する者の死などの悲痛な経験が語られている)が集められている。その巻頭言には、この記録が作成されるにいたった経緯が次のように語られている。そこには、追放という「悲劇」について、国民的な記録として残しておこうとする政府の強い意志を感じることができる。

これらの犠牲者たちに、自分たちの経験の記憶を記録に残し、それを文書にする機会が与えられないならば、彼らは後世から忘れられてしまうであろう。このような考えから、歴史的伝承におけるこの空白を、何千人・何百万人の運命を描き出す一連の記録文書によって埋め合わせようという、被追放者省によって推進された計画が生まれたのである¹³⁾。

また、当時の被追放者大臣のルカシュクによれば、この『追放の記録』の作成は「追放の恐ろしさとそれに伴う諸状況を、公衆の目の前に明らかにする」という意図を持つものであった¹⁴⁾。

さらに重要な点は、被追放者たち自身が、「追放」をめぐる強力な政治的アクターでありつづけたということである。彼らは出身地ごと、戦後の居住地域ごとに様々な団体を結成した。これらの諸団体は民族衣装、地域旗、鼓笛隊に飾られた式典を開催して、「同郷人」の再会・親睦をはかり、新聞・広報誌などを作成して情報を共有し、彼らの「故郷」の文化や習慣、およびその記憶の保存につとめただけでなく、自分たちの政治的要求を掲げ、追放や故郷喪失の不正の歴史について世論に訴えようとした¹⁵⁾。また、1950年には「故郷被追放者・権利被剥奪者のブロック（BHE）」という名で被追放者のための政党も結成された。この政党は被追放者の支持をまとめあげることではできなかったものの、一時連邦議会で27議席を獲得し、アデナウアー政権に連立与党として参加するまでになった。

じっさい被追放者の多くは自分たちの「故郷」に帰還することを望んでいた。1949年の調査によれば、被追放者の82%は自分たちの「故郷」に戻りたいと回答していた。その割合は1950年代を通じて依然高く、1959年の調査でも57パーセントが帰還の意志をあらわしていた¹⁶⁾。

「故郷被追放者・権利被剥奪者のブロック」は短命に終わったが、被追放者の諸団体はその後も活動を続け、1957年には全国の被追放者団体をゆるやかに統合した連合体である「被追放者連盟（BdV）」が結成された。被追放者は出身地域、社会的地位、イデオロギーなどにおいて極めて多様であり、被追放者諸団体も決して一枚岩の組織ではなかった。しかし被追放者連盟は、被追放者の利益代表という立場から内政・外交両面において政党や行政に一定の影響力を行使した（例えば、1959年のジュネーブ外相会談にはオブザーバーとして参加している）。連邦政府は、被追放者を保護するという観点から被追放者連盟に財政的援助を行っていた。主要政党もまた、労働組合に次ぐ巨大な利益団体である被追放者連盟の意向を無視することはできなかった。

被追放者たちは、自分たちの活動のなかで「故郷への権利（Recht auf die Heimat）」あるいは「故郷権（Heimatrecht）」という言葉を頻繁に用いた。「故郷権」とは、人間が自分たち生まれ育った「故郷」で自由に人間らしい生活を送ることができる権利のことである。この「故郷権」概念が最初に登場する公的文書は、1950年8月5日、シュトゥットガルトで開かれた被追放者の大会で採択された「故郷被追放者憲章」だった。この憲章は、被追放者の政治活動の理念を支えるバイブル的存在として、現在にいたるまで引用され続けている。そこで「故郷権」は、「神から授かった人間の権利の一部」として捉えられている。それに関わる部分は次のように書かれている。

われわれは自らの故郷を喪失した。故郷喪失者はこの地上における異邦人である。神は人間の身体を故郷に置いた。その人間から強制的に故郷を奪うということは、精神において人間を屠るということだ。われわれはこのような運命をこうむり、経験した。よって故郷への権利を、神から授かった人間の権利として認め、実現していくことを要求する使命がわれわれにあると感じている¹⁷⁾。

被追放者団体の人々は、自分たちの「故郷」の喪失を「故郷権の侵害」ととらえ、その法的・道義的な不正を訴えたのである。そのような主張は、連邦政府や主要政党の政治家にも取り入れられていく。例えば外務大臣のブレンターノは、1956年5月に連邦議会で東方国境の問題に関して次のように語っている。

故郷の権利と自己決定の権利が、追放された、あるいは不自由な世界で生活している人々や民族の運命を解決するための変更の余地のない前提なのです¹⁸⁾。

「自己決定の権利」とは、国連憲章で述べられている民族（人民）の権利であるが、ブレンターノはそれと並べて「故郷の権利」を連邦政府の外交政策の「変更の余地のない前提」としたのである。

以上が、1960年代半ばくらいまでの西ドイツにおける「追放」をめぐる政治社会的状況であった。「追放」は、ドイツ人の権利を侵害する「不正」として、政府レベルおよび非政府レベルでかなり活発に語られていたとすることができる。その背景には、「追放」の直接的な「加害者」がソ連を始めとする社会主義国であり、被追放者の「故郷」はすべて、戦後社会主義国の領土の一部となっていたという事情がある。冷戦下の西ドイツにおいて、「追放」の言論は反共主義と強く共鳴しあうものであった。さらに追放は、西ドイツの憲法的国是であった「再統一」の理念とも結びつけて捉えられていた。なぜならば、実現すべき「再統一」には、被追放者の「故郷の回復」（およびその「故郷」に戦後残されていたドイツ人の自由の回復）という意味も込められていたからである。上の引用でブレンターノが述べている「自己決定の権利」とは、そのようなドイツの「再統一」の権利のことを意味していた。

では、日本の引き揚げに関してはどうだったであろうか。日本では政府や主要政党が公共の場で（例えば議会などにおいて）強くその国際法的ないし人道的な「不正」を訴えるという例はほとんど見当たらない。また、西ドイツでは追放がドイツ人の「故郷権」や「自己決定権」に対する侵害として主張されることが多かったが、引揚げを日本人の「権利」の問題と捉えた発言も公けには見受けられない。

「引揚げ」という呼称それ自体にも、その不正性や不当性を問題しにくくする作用があったように思われる。というのも「引揚げる」の辞書的な意味は「元いた場所に戻る」であり、それを自動詞的に「引揚げる」とした場合、そこには「引揚げる」人々の主体的意志が前提にされて、引揚げの被強制性が含意されないのである。それに対し西ドイツの場合、「追放」という語は他者が自己に加える行為を意味している。また、「追放する（vertreiben）」という動詞の受動態過去分詞（vertrieben）が名詞化した「被追放者＝追放された人々（Vertriebene）」という語には、ドイツ人が「故郷から強制的に追放された」という被強制性（およびその不正性の訴え）が明らかに示唆されているのである。

とはいえ、引揚者の援助は戦争直後の日本における大きな政策課題のひとつであった¹⁹⁾。1946年にいち早く厚生省内に設置された引揚げ援護院が1948年に引揚げ援護庁に改組され、その下で引揚者のための住宅建設や厚生資金の貸し付けなどの業務が行われた。また、引揚者の側からも、1946年に「引揚者団体全国連合会」が結成され、引揚げによって喪失した財産の補償

を要求した。しかし、西ドイツの負担均衡法のように、戦争直後の混乱期に彼らの損害を国民全体で公平に負担しあうことを目的とした制度的枠組が構築されたわけではなかった。

引揚者団体は日本政府を相手に「補償」の要求を続け、その結果ようやく1957年に「給付金」、1967年には「特別交付金」が支給されることになった。特に1967年の特別交付金は、引揚者の「特別な損害」に対して支払うものとされた。しかし、引揚げ体験の発生から交付金の支給の間にある20年間ものタイムラグに、引揚者の戦争被害者としての認知度の低さが如実にあらわれている。日本が主権回復した直後、1952年に「戦傷病者戦没者遺族等援護法」でいち早く「国家補償の精神に基づき」経済的援助が決まった旧軍人の存在とは大きな落差があった。

また、引揚げについて公的に記録しようとする試みが全くなされなかったわけではない。引揚援護庁（1954年以後は引揚援護局）により『引揚援護の記録』（1950年）、『続・引揚援護の記録』（1955年）、『続々・引揚援護の記録』（1963年）の3つが、引揚げの「記録」として公開されている。しかしながら、これらの「記録」は、題名通り引揚者に対する「援護」の記録であり、引揚げの経緯そのものについて記されているわけではない。それは基本的に行政サイドの記録であり、引揚げを経験した当事者の声はほとんど反映されていない。西ドイツの『追放の記録』にみられたような、引揚げそれ自体の歴史を国民史の一部として記録に残そうとする意志をそこに見いだすことはできない。

たしかに日本でも、藤原ていの『流れる星は生きている』（1949年）のような、引揚げ体験について語った手記や回想録は戦争直後から少なくはない。しかし多くの場合、それらは家族ないし個人の私的な体験談として語られるにとどまっている。

このように、1960年代半ばまでの期間、西ドイツと日本における追放と引揚げの語られ方には、その強度や質において大きな違いがあった。ただし、同じドイツでも社会主義国の東ドイツでは全く状況が異なっていたことを忘れてはならない。

東ドイツ政府は西ドイツで「被追放者」と呼ばれていた東方からの避難民を中立的に「移住者（Umsiedler）」と呼び、それに対する不正の告発を行おうとはしなかった。それは、ソ連の同盟国として東欧の社会主義諸国と友好な関係を維持しなければならないという、冷戦時代の外交的必要から来たものだった。「移住者＝移住する人々（Umsiedler）」の語は自動詞の「移住する・転居する（umsiedeln）」に由来した名詞形であり、「被追放者」のような被強制性は含意されない。東ドイツ政府では「移住者」に対し、西ドイツの「被追放者」に対する以上に積極的な受け入れ政策が行われた。東ドイツ政府は地主から没収した農地を「移住者」に配分することで、「移住者」を新生の社会主義国家に「新市民（Neubürger）」として積極的に統合し、「同化」しようとした。しかし、それと同時にソ連、ポーランド、チェコスロヴァキアが戦争末期に行った暴力的な「追放」の歴史、追放前の「故郷」での生活の記憶は公共の場から排除されることになったのである²⁰⁾。

(2) 1960年代半ば以後

1960年代半ば以後、西ドイツにおける追放の語られ方は大きく変化した²¹⁾。特に1968年にブラント政権が成立し、ソ連やポーランドを含む東欧社会主義諸国との融和を目指す「新東方政策」を開始されると、追放の不正について語ることは、東欧諸国との「和解」を妨害し、ヨーロッ

パの平和を危機にさらす「報復主義」であるだけでなく、かつてナチスが犯した歴史的罪悪を相対化し、矮小化する「歴史修正主義」であると見なされるようになった。被追放者団体やその支持者たちは、この時代も依然として追放の不正を訴え続けたが、そのような発言は時代の流れに反した反動的で迷妄的な発言として批判を受け、「ネオナチ」のレッテルさえはられた。この時代、ナチスの罪を自覚し、それを二度と繰り返すことのないようにヨーロッパの「和解と平和」に貢献することを義務と見なす戦後ドイツの新しい公共的規範が、西ドイツ社会に根づくようになっていた。そのようななか、追放は公然と語ることが難しい（いわゆる「政治的に正しくない」）テーマとなり、半ばタブー化されていったのである²²⁾。

1948年生まれで父親がブレスラウ出身の被追放者であるジャーナリストのヘルガ・ヒルシュは、この時代の追放をめぐる言論状況について、次のように述べている。

ナチス体制の罪への責任を引き受けることを憚らない者は、ドイツ人を犠牲者として語ってはならないとされていた。被追放者団体のみが、追放された当事者に関わっていた。そして、その一面的な見方が多くの人々にとってこのテーマの評判を失墜させる十分な根拠となった。ヒトラー体制への罰として追放を受け入れる改悛の情に満ちたドイツ人か、さもなくば戦争の罪について語らなくてすむように今なお戦争の苦しみに浸ろうという時代遅れのドイツ人か——そのどちらかの選択肢しかないかのようだった²³⁾。

しかし、そのような状況は1990年の東西ドイツ統一以後、再び変化した。ドイツ統一により、それまで未解決であったドイツとポーランドの国境線が確定され、ドイツはオーデル＝ナイセ線以東の東方領土への要求を正式に放棄した。その結果、「追放」は領土問題との結びつきから解放され、かえって公然と語りやすくなる状況が生まれた。2000年代に入ると「追放のルネッサンス」と呼ばれるようなトレンドが発生した。公共放送局によるテレビのドキュメンタリー・シリーズの作成（歴史映像と数多くの被追放者の体験談から構成される）、「追放」の歴史についての著作物の出版、博物館における「追放」についての展示などが相次いだ。特に2005年に連邦政府が運営するボン連邦共和国歴史館で始まり、ベルリンとライプツィヒにも移動して開催された展示「避難・追放・統合」は大規模で充実したものだ。この展示のために編集されたカタログの中には、「第一にわれわれは避難、追放、統合がドイツ史の重要な部分であることを示したいのである」と書かれている²⁴⁾。追放について放映され、記述され、展示され、公共の場でのプレゼンスが高まるにつれ、1970年代以後タブー視される傾向の強かった追放は、次第に「ドイツ史」の一部として認識されるようになっていった。

そのようななかで、ドイツの国民的作家ギュンター・グラスがノーベル文学賞受賞直後の2002年に発表し、ベストセラーとなった小説『蟹の横歩き』のインパクトは特に大きかった。この小説は、1945年1月に東プロイセンから出発し、大量の被追放者を載せた豪華客船ヴィルヘルム・グストロフ号の沈没事故（ソ連の潜水艦の攻撃を受けて沈没した）を題材にしたもので、忘れかけられていたこの事故（9000人以上もの死者を出し、史上最大の海難事故と言われている）のことを強く読者に想起させ、印象づけるものだった。小説は沈没事故の生存者である「母」、戦後世代の「私」、その「息子」の三世代を中心に展開され、その三人の沈没事故に対す

る捉え方の違いが、戦後の追放に対する認識の変化をそのまま映し出す仕掛けになっている。さらに「御老体」と呼ばれるもう一人の登場人物の次の語りは、ダンチヒ出身の被追放者であったグラス本人の考えを反映するものと解釈することができるだろう。

東プロイセンの避難民のことをきちんと書いておくのは、自分の世代の使命というものだ。冬のさなかなに西に向けてのばれた、吹雪の中の数知れない死者たち。道ばたや氷の穴で死んでいった者たち。凍りついたばかりの干潟に爆弾が落とされ、また馬車の重みで、一面に亀裂が走ったこと。にもかかわらずソ連軍の暴虐に脅え、東プロイセンの町ハイゲンバイルを出た人の列が、なおのこと数を増しながら、どこまでもつづく雪原を移動していく……逃避行……雪の中の死……彼が言うには、これほどの苦難に口をつぐんではならない。見据えるのを避けて、極右の連中にゆだねてはならない²⁵⁾。

このようななか、反動的な団体としてドイツ社会内で孤立化していた被追放者連盟も存在感を回復した。1998年に会長に就任したエリカ・シュタインバッハは、追放の問題を被追放者団体内部の閉鎖的サークルを越え、広い範囲からの関心や支持を呼び起こす国民的なテーマへと復権させることをめざす様々な試みをはじめた。そのなかでも特に注目を集めたのが、彼女が1999年に打ち出した「反追放センター（Zentrum gegen Vertreibungen）」構想であった。これは追放の歴史展示・資料館を新首都ベルリンの中心部に建設するという構想である。それはドイツ人の追放の歴史を20世紀の他の民族の強制移住やジェノサイドの歴史と並べて展示することにより、追放を単なるドイツ史の一部であるだけでなく、世界の人権侵害の（被追放者連盟の見方からすれば「故郷権」侵害の）歴史の一部として提示しようとする点で新しいアプローチを示したものだ（そのため、「Vertreibungen」という複数形が用いられている）。

追放について語ることがナチスの罪やそれに対するドイツ人の責任を相対化するのではないかという批判は当然出された。そのような従来からの批判に対し、シュタインバッハはドイツの主要新聞の1つ『フランクフルター・アルゲマイネ』紙のなかで次のように反論している。

多くの人たちが、ドイツ人の犠牲者を悲しむことが、ナチズムに対するドイツ人の責任を相対化するのではないかと恐れている。しかし何百万もの苦しみをわれわれが悲しんだり、追憶したりすることが、歴史がわれわれに課したわれわれ固有の責任からの抜け道になるというのだろうか。もちろん、そんなことはない²⁶⁾。

ナチスの罪やそれへの責任は引き受ける一方で、それと同時に追放の歴史についても語っていかうというシュタインバッハのスタンスは、2000年代始めのドイツにおいてそれなりの支持を獲得していった。「反追放センター」の構想にも、これまでナチスの歴史を相対化するものとして追放について口をつぐんできた社会民主党の政治家やリベラル系の知識人の中から支持を表明する者が現われた。2005年に首相に就任したメルケルもその就任演説の中で、直接「反追放センター」に言及はしなかったものの、「ベルリンに追放の不正を記憶する目に見える目印を置く」ことに賛意を表明している²⁷⁾。さらにメルケルは、2007年10月22日の被追放者連盟創

設50周年の式典での演説のなかで、追放がドイツ国民の歴史の一部として記憶されることの必要性について次のように語っている。

自分の家族がたとえ関わっていなかったにしても、人々は次第に第二次世界大戦直後に起きたことに対して関心を抱いています。それは何より、それがわが国全体の歴史であるという意識からなのです。当時の出来事について語り、記録に残すことの必要性が、こんにち高まっています。近年、映画や文学、様々なドキュメンタリーを通じて、この必要性に応じる機会が増えていることをわたしはうれしく思っています²⁸⁾。

その後シュタインバッハの「反追放センター」構想は、ドイツ連邦政府出資による「避難・追放・和解基金」設立につながった。2008年にドイツ連邦議会での議決を得て設立されたこの基金は、「和解の精神」に基づいて「追放の記憶を保存」するための歴史展示・資料館をベルリンに設置することを計画している²⁹⁾。この歴史展示・資料館は2018年に開設される予定になっている。

このように現在、追放の歴史は公式に「ドイツ史」の一部として認められ、記憶されるようになってきている。このような動きに対しては依然として厳しい批判もある。追放の「不正」について語ることがナチスの犯した罪悪を矮小化し、またこれまで築いてきた東欧諸国との友好関係を脅威にさらすことになるのではないかという懸念は依然として強い。また、ポーランドからは「報復主義の復活」という批判も受けている³⁰⁾。「避難・追放・和解基金」が、「避難・追放」という語とともに「和解」という語を並べているのは、そのような批判に対する配慮の一端である。

ナチスを絶対悪とし、その「過去」を「克服」するのがドイツ人の義務であるにとらえる公共の規範はドイツにおいて依然として強力である。このようなメインストリームの国民的規範と、追放というドイツ人を「犠牲者」とする歴史の間には相容れない部分が多い。にもかかわらず、ナチズムというドイツ人が犯した「罪悪」の歴史と並列する形で、追放というドイツ人に加えられた「不正」の歴史もまた、「国民の物語」の（その「公的な記憶」の）一部として（少なくともその一部として許容される形で）定着しつつあるように思われる。

日本でも、引揚げの記憶を公式に保存しようという動きが1980年代末になって始められている。1988年に総理府の認可によって「平和祈念事業特別基金」が設置され、2000年にはこの基金により、「平和祈念展示資料館——戦争体験の苦労を語りつく広場——」が新宿住友ビル内に開館した。この資料館は、「兵士、戦後強制抑留者および海外からの引揚者について、国民のより一層の理解を深めてもらう」ことを目的とし³¹⁾、従軍兵士や強制抑留者の資料とともに引揚げ者の体験を記録した一次資料が展示されている。しかしその規模の小ささに加え、軍人・軍属の戦争体験と一緒に展示されているため、引揚げという独自の歴史的事件が包括的に提示されていない。また、たしかに当事者の声は反映されているものの、その体験が単に個人的な「苦労」という括りで語られているにすぎず、それを「国民の物語」へと構築していくような志向はほとんどみられない。残念ながらこの資料館は、引揚げをめぐる「忘却」や「無関心」からの転換を先導するものにはならなかったようである。

3. 何がこのような違いを生み出すのか？

このように、ドイツにおける追放はこれまで、「公的記憶」として残そうとする努力がなされ、また現在、「国民の物語」の（少なくとも）ひとつとして論争をはらみながらも定着しつつある。それに対し日本では、引揚げは「国民の物語」として語られることがこれまでほとんどなかった。この違いはどこから来るのだろうか。

まず明らかなことは、歴史的前提の違いである。日本の引揚げは近代の植民地支配を前提としたものである。日本人の引揚者は明治期以後に日本の植民地支配に伴って台湾、樺太、朝鮮、満洲、そして「大東亜共栄圏」各地に移住した日本人およびその子どもたちであった。彼らが植民地・占領地に居住した期間は長くても50年程度である。それに対しドイツの被追放者の祖先たちの移住は中世の「東方植民」の時代にまでさかのぼり、それ以来彼らの子孫が移住先の土地に住み続け、その期間は長い場合は800年にも及ぶ。「東方植民」は、12世紀から14世紀にかけてドイツ騎士団（西欧キリスト教の布教と保護を目的とした騎士集団）がエルベ川以東から黒海沿岸地域に広がる地域へと移住した頃に始まる。その後17世紀から18世紀にかけて、多くのドイツ語話者の農民や職人がハプスブルク家やロマノフ家の招聘に応じてバルカン半島からロシア領内へと移住した。彼らは先祖代々「東方」地域に居住し、ドイツ語話者のコミュニティを形成してきたのである。また、被追放者の半分以上が戦前に住んでいたポンメルンやシュレーゼンなどの地域は18世紀にプロイセン王国の領域に編入され、プロイセン王国の発祥の地である東プロイセンとともに1871年に成立したドイツ帝国の領土であった。それらは統一国家成立後に日本の植民地として編入された台湾、樺太、朝鮮とは位置づけが異なっている。

また、日本の引揚げは植民地支配の「負」の歴史と結びつけて理解された。日本の引揚者は「植民地支配の先兵」であり、「加害者」としての負の遺産を背負っていた。朴が指摘するように、引揚げが原爆などと異なって日本人の「公的記憶」にならない理由は、それが「植民者たちの物語であった」からであろう³²⁾。そのため、引揚げは同情や哀れみの対象にもなりにくく、まして引揚げを「強制移住」と捉え、その不当性を訴えることはその歴史的背景から困難になっていた。

ドイツの被追放者に対しては、「ナチスの第五列」という負のレッテルが貼られることもある。たしかに東方のドイツ人たちの多くがナチスを支持し、ナチスの支配に加担したことは事実である。また、中世以来の東方植民を「東方への衝動（Drang nach Osten）」と呼んで、ドイツの大国主義的拡大政策の一環とみなされることもある。これらの点は、ドイツとポーランドとの歴史認識の対立点としてしばしば問題にされるところでもある。しかしドイツの「東方植民」を、近代の帝国主義的侵略と同一視することにはやはり無理がある。被追放者の祖先たちの多くは近代以前からその生活の基盤を東方の地に形成しており、それを自分たちの「故郷」と呼ぶことには一定の正当性があった。1970年代以後、西ドイツでも、被追放者の「故郷」の喪失をナチスの犯罪行為の代償と捉える見方が広まり、それが追放の歴史を受け入れるための理屈としての役割を果たしてきた。しかしながら、追放による「故郷」の喪失は不当な人権侵害であったとする主張には、依然として一定の説得力があった。

だが、そのような歴史的前提だけでは、追放と引揚げをめぐる語られ方の違いは十分に説明

されていないように思われる。なぜ、近代植民地主義の時代の植民者には「故郷」が認められないのだろうか。また、彼らには「故郷喪失」の不当性は訴えることができないのだろうか。たしかに日本の植民地の歴史は50年程度である。しかし、彼らは彼らで、それぞれの生活の事情から人生を賭して植民地へと渡った移住者である。それを単に「帝国主義支配の手先」としてだけとらえてしまうのではあまりに画一的にすぎのではなからうか。また台湾や朝鮮、満洲、あるいは樺太には、その土地で生まれた第二世代が存在するはずである。少なくとも彼らにとって、台湾、朝鮮、満洲、樺太などの地は「故郷」だったのではないか。さらに言えば、近代植民地帝国の植民者に「故郷権」は主張できないのであろうか。

もし引揚者がドイツの被追放者同様に「故郷権」を主張するとすれば、敗戦による植民地の喪失は彼らにとって「故郷権の侵害」であり、その「奪還」のためには植民地の復活を訴えることも可能になる。これは極端な発想のように聞こえるかもしれないが、フランス領アルジェリアにおいて1950年代、植民者（ピエ・ノアール）たちが現地軍人とともに、アルジェリア独立に反対する運動を展開している。フランスがアルジェリアを植民地にしたのは1830年であり、それからすでに百年以上が経過していた。その時点で、ピエ・ノアールたちはすでに「北アフリカに拠点を築き、ヨーロッパ本国とのつながりも断ち切っていた」³³⁾。植民地独立に反対するピエ・ノアールたちの運動は、植民者としての「故郷権」を守る運動であったとみることができるだろう。彼らの運動には本国の極右勢力も加わった。フランスの極右史の研究者ピーター・デイブースによれば、このアルジェリア独立反対運動がヴィシー政権崩壊以後沈滞していたフランスの極右運動（フランス革命時代の王党派以来の伝統があるが）を刷新する役割を果たすことになった（後に国民戦線を創設するル・ペンもこの運動に参加していた）³⁴⁾。しかし日本では、右翼団体でさえ引揚者の「故郷喪失」には関心を寄せてこなかったのである。

たしかに「故郷の奪還」という主張は過激すぎるであろう。だが、戦後引揚者が生み出した言論のなかでは、「故郷を失った」と捉える語りでさえ、あまり多くはなかったように思われる。むしろ引揚げは「祖国へ帰る」こととして語られることが一般的であった。日本政府や引揚者擁護団体などは、引揚げを「祖国への帰還」として歓迎しているし、引揚者本人による手記や回想録のなかでも、引揚げは「祖国日本に帰る」と記述されている。しかし引揚げとは本当に「祖国に帰る」ことだったのであろうか（子供たちにしてみれば、「まだ見ぬ祖国へ」という場合もあっただろう）。引揚者のなかには、すでに移住先で生活基盤を築いていた者も少なかつたはずである。彼らにとって移住先の（あるいはそこで生まれた）「外地」は、すでに「故郷」だったのではないか。しかし戦後の引揚げに関する言論は、そのような「故郷」での生活体験や、引揚げによる喪失感について、あまり多くを語っていなかったようにみえる。それは、「故郷」に帰還できる現実的可能性が失われた後もなお、同郷人会の会合や祭典を通じて「故郷」に対する時代遅れのノスタルジーに固執し続けたドイツの被追放者たちとは対照的である³⁵⁾。

しかしながら、日本でも、帝国時代の植民地・占領地での記憶にこだわり続けた日本人がいなかったわけではない。朴はそのような人々の文学を「引揚げ文学」と名づけた。

彼らの多くは、引揚げ後も自ら「在日日本人」と認識し、自らの異邦人性を強く自覚していた。なかでもその意識をもっとも強く持っていたのは、青少年期までの時期を過後で過

ごした結果として、植民地や占領地以外には「故郷」がないと感じていたひとたちである³⁶⁾。

しかしそのような感受性を表現した「引揚げ文学」はこれまで注目されてこなかっただけでなく、そのような「故郷」喪失に伴う違和感を「公的な記憶」として表象する活動も日本ではほとんど見られなかったのである。

おわりに —— 「移動と再移動」の体験から

追放も引揚げも広い意味では戦争体験の一部である。しかし、兵士や空襲・空爆の体験と一括にはできない面がある。というのは、追放と引揚げは戦争体験であると同時に、強制された移住の体験だからである。敗戦による国家の崩壊により、突如人々はそれまで慣れ親しんだ生活世界からの移動を迫られた。それは「ある日突然「あの場所」から「この場所」への移住を余儀なくされた不条理」の体験である³⁷⁾。そのような移住の体験は、前線での兵士の戦闘体験や、市民の空襲体験とは本質的に異なっているし、また単に「戦火の中を逃げてきた」というような体験にも還元できない。引揚げの体験は、「外地」への植民から植民地・占領地での生活を経て敗戦による移住、移住の後の「内地」での体験と続く一連のつながりのなかで理解される必要があるだろう。

ドイツでは近年、追放に関する理解の仕方が変化している。ドイツが「移民国」へと変貌しつつあるなか、追放はドイツの移民・難民の歴史の一部として（例えば、トルコ人のガストアルバイターや中東・アフリカなどからの難民などと並べて）理解されるようになってきているのである³⁸⁾。日本の引揚者理解に不足しているのは、彼らが単に戦争被害者であるというだけでなく、「移住者」（ないし「再移住者」）でもあったという視点であろう。引揚者を（日本帝国の成立と崩壊の過程のなかでの朝鮮人移住者をも含めた）近代日本における「移動と再移動」の体験として捉え返してみる必要がある。そこで「戦後日本」は、その体験をどのように生かしたのか。そのことが今後検証されるべきであろう」という朴の主張は、まさに正鵠を得たものといえよう。それはまた、「国民国家がほかならぬ「定住者中心」のシステムだったことを知るうえでも必要」なことであるに違いない³⁹⁾。

注

- 1) 朴裕河『引揚げ文学論序説 ——新たなポストコロニアルへ』（人文書院、2016年）、24-25頁。
- 2) 佐藤成基『ナショナル・アイデンティティと領土 ——戦後ドイツの東方国境をめぐる論争』（新曜社、2008年）、334頁。アメリカの日本史研究者ロリ・ワットも結論において同じような指摘をしている。Lori Watt, *When Empire Comes Home: Repatriation and Reintegration in Postwar Japan* (Harvard University Press, 2009): 204.
- 3) そのうち民間人が341万人、軍人・軍属が311万人だったとされている。浅野豊美『帝国日本の植民地法制』（名古屋大学出版会、2008年）、568頁を参照。
- 4) 戦争や国家の解体に伴う20世紀の集団的強制移住の例として、ドイツ人の追放と日本人の引揚げの他に第一次世界大戦後のギリシャ人とトルコ人の住民交換、ナチス時代のユダヤ人やドイツ人の強制移

住、スターリン体制下での朝鮮人、ドイツ人、クリミア・タタール人、朝鮮人などの強制移住、戦争と日本の敗戦に伴う朝鮮人の強制移住、またインドとパキスタンの独立に伴うヒンドゥー教徒とイスラム教徒の住民交換などがあげられる。このような集団的強制移住の現象を、社会学者のロジャース・ブルーベーカーは戦争と国家の建設・解体・再建設にともなう「民の脱混住化 (the unmixing of peoples)」と呼んでいる。Rogers Brubaker, "Aftermath of Empire and the Unmixing of Peoples", in his *Nationalism Reframed: Nationhood and the National Questions in the New Europe* (Cambridge University Press, 1996): 148-178.

- 5) より正確には「避難と追放 (Flucht und Vertreibung)」と呼ばれる。「避難」とは、ソ連軍の侵攻の前に自ら避難してきた人々を主に指し、「追放」は実際に東欧の新政府や連合国強制移住を迫られた人々をさす。しかし、簡潔にその2つを総称して「追放」、追放させられた人々を「被追放者」と呼ぶことが多い。本稿では「追放」「被追放者」という言葉を用いる。また、「避難」した人々と「追放」された人々をともに「避難民 (Flüchtlinge)」ないし「東からの避難民 (Ostflüchtlinge)」などと呼ぶ場合もある。ただし「避難民」とは難民を一般に指す言葉であり、現在中東・北アフリカなどから大量に流入している難民も「避難民」と呼ばれている。それに対し「被追放者」の語は、ドイツ人の戦後の「被追放者」をさすのが一般的である。
- 6) 出典は Haus der Heimat des Landes Baden-Württemberg (Hg.), *Umsiedlung, Flucht und Vertreibung der Deutschen als internationale Problem* (Haus der Heimat Landes Baden-Württemberg, 2008): 73 による。
- 7) 佐藤『ナショナル・アイデンティティと領土』, 58-61 頁。なお、東ドイツに移住した被追放者の多くが 1961 年にベルリンの壁が建設されるまでの間に、さらに西ドイツへと移住している。
- 8) 朴『引揚げ文学論序説』, 10 頁。
- 9) 以下の論述には、佐藤『ナショナル・アイデンティティと領土』および Shigeki Sato, "Territorial Disputes and National Identity: The Oder-Neisse Line in Public Discourse," in *European Journal of Cultural and Political Sociology*, 1 (2), 2014: 158-179 を利用している。
- 10) *Deutscher Bundestag. Plenarprotokoll*, 1/5: 29. ここで「ポツダム合意に完全に違反している」とされているのは、ポツダム協定第 13 条におけるドイツ人強制移住に関する規定である。そこでドイツ人は「秩序だった人道的な方法」で「移送」されるものとされていた。しかし実際の「移送」は決して「秩序だった人道的な方法」で行われたわけではなかったのである。
- 11) しかも西ドイツは、1950 年に追放が終結した後も、中東欧に残留したドイツ人の移住者を「被追放者」という法的地位において受け入れ続けた。この移住者のことを「アウスジードラー (Aussiedler)」と呼ぶ。西ドイツの公式の見方によれば、社会主義体制の下で権利を奪われたドイツ人たちは、直接の追放終了後も「追放圧力」にさらされている (ドイツ人であることが理由で差別されていることをもってそうみなされた) とされ、1950 年までの被追放者同様、西ドイツに入国と同時にドイツ国民として受け入れられ、様々な社会経済的援助を受けられる体制がとられていた。1993 年から法制度が変わり、アウスジードラーの受け入れは制限されるようになったが、1950 年から 2000 年代までに 400 万人以上ものアウスジードラー (1993 年以後は「後発アウスジードラー」と呼ばれる) がドイツに受け入れられた。詳しくは佐藤成基「国境を越える「民族」——アウスジードラー問題の歴史的経緯」『社会志林』(第 54 巻 1 号, 2007 年) を参照。
- 12) Michael L. Hughes, *Shouldering the Burdens of Defeat: West Germany and the Reconstruction of Social Justice* (University of North Carolina Press, 1999): 2.
- 13) *Dokumentation der Vertreibung der Deutschen aus Ost- und Mitteleuropa* (bearbeitet von Theodor Schieder. Herausgegeben von Bundesministerium für Vertriebene, Flüchtlinge und Kriegsgeschädigte) (Bundesministerium für Vertriebene, Flüchtlinge und Kriegsgeschädigte; 1953), Bd.1/1: I.
- 14) Mathias Beer, "Die Vertreibung der Deutschen aus Ost-Mitteleuropa: Hintergrund — Entstehung — Ergebnis — Wirkung", *Geschichte in Wissenschaft und Unterricht* 50 (1999): 106 からの引用。

- 15) Andreas Kossert, *Kalte Heimat. Die Geschichte der deutschen Vertriebenen nach 1945*. (Pantheon, 2008): 139-192.
- 16) Kossert, *Kalte Heimat*: 88. 調査はドイツの代表的世論調査機関 EMNID による。
- 17) *Erklärung zur Deutschlandpolitik. Dokumentation. Teil I* (Kulturstiftung der deutschen Vertriebenen, 1984): 17. この憲章にはまた、「報復と復讐を放棄する」という「決意」も述べられていて、「故郷権」の主張が「報復主義的」とあるという批判に応えるものになっている。
- 18) *Deutscher Bundestag. Plenarprotokoll*. 1/155: 8423. (下線による強調は佐藤による。)
- 19) 以下の記述は佐藤『ナショナル・アイデンティティと領土』, 331-334 頁に基づいている。
- 20) *Kossert, Kalte Heimat*: 193-228.
- 21) その背景に、1960年代半ばにおける西ドイツの政治文化の大きな変化があった。経済復興をとげ、戦後生まれが成人に達するようになったこの時代、ナチス時代の「過去」を「正す」ことが公共的な規範として普及していった。アウシュヴィッツ裁判が国内で行われるようになるなか、子が親や教師のナチス時代の「罪」を告発するという動きが広まった。ブランド政権の誕生は、このような西ドイツの政治文化の変化を象徴する出来事であった。ドイツのいわゆる「過去の克服」をめぐる政治文化史については、石田勇治『過去の克服 ——ヒトラー後のドイツ』(白水社, 2002年)を参照。
- 22) Hans-Werner Rautenberg, “Die Wahrnehmung von Flucht und Vertreibung in der deutschen Nachkriegsgeschichte bis heute”, in *Aus Politik und Zeitgeschichte*, 53 (1997): 38
- 23) Helga Hirsch, “Flucht und Vertreibung: Kollektive Erinnerung im Wandel”, in *Aus Politik und Zeitgeschichte*, 40-41 (2003): 14.
- 24) Stiftung Haus der Geschichte der Bundesrepublik Deutschland, *Flucht Vertreibung Integration* (Kerber 2005): 13.
- 25) ギュンター・グラス (池内紀訳)『蟹の横歩き ——ヴィルヘルム・グストロフ号事件』(集英社), 111 頁。
- 26) Erika Steinbach, “Ein kaltes Herz bleibt gegen jedermann kalt,” *Frankfurter Allgemeine* (3. Oktober, 2004)
- 27) *Deutscher Bundestag. Plenarprotokoll*, 16/4: 83.
- 28) *Deutscher Ostdienst*, 11 (2007): 17. (下線による強調は佐藤による。)
- 29) 「避難・追放・和解基金」のホームページ (<http://www.dhm.de/sfvv/>) を参照。
- 30) ポーランド政府は、「避難・追放・和解基金」の諮問委員にシュタインバッハが入っていたことに異議を唱えた。その結果、シュタインバッハは諮問委員を辞任することになった。
- 31) <http://www.heiwakinen.jp/about/index.html> (平和祈念展示資料館のホームページ)
- 32) 朴『引揚げ文学論序説』, 24 頁。
- 33) Peter Davies, *The Extreme Right in France, 1789 to the Present: From de Maistre to Le Pen* (Routledge, 2002): 124.
- 34) Davies, *The Extreme Right*: 122-126.
- 35) Andrew Demshuk, *The Lost German East: Forced Migration and the Politics of Memory, 1945-1970* (Cambridge University Press, 2012).
- 36) 朴『引揚げ文学論序説』, 14 頁。
- 37) 朴『引揚げ文学論序説』, 181 頁。
- 38) 例えば、中世以来のドイツの移民史を概観した最近の著作 Dirk Hoerder, *Geschichte der Deutschen Migration. Vom Mittelalter bis heute* (C.H.Beck, 2010) がその一例である。邦語文献では近藤潤三『ドイツ移民問題の現代史 ——移民国への道程——』(木鐸社, 2013年)もそのような近年の動向を反映している。
- 39) 朴『引揚げ文学論序説』, 61-62 頁。

